

# 経済産業省

20241202保局第2号  
令和6年12月3日

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課長 殿

経済産業省産業保安・安全グループガス安全室長

キッチンカー等の移動販売車等におけるLPガス使用時の安全周知について（協力依頼）

近年、LPガスの可搬性を活かし、キッチンカー等の移動販売車等においてLPガスを熱源として使用するケースが増えています。特に、コロナ後にはキッチンカーの数が増加しており、令和6年1月の能登半島地震、同年9月の能登半島における豪雨の災害時等には炊き出しにも活用されているところです。

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」においては、LPガス販売事業者等に対し、消費者の保安確保の観点から、緊急時には、LPガスの販売先である消費者の消費設備等に原則として30分以内に到着し、バルブの閉止等の所要の措置を行うことができる体制を確保することを求めています（以下「30分ルール」という。）。

他方で、この「30分ルール」によって、遠方への移動が想定されるキッチンカー等の移動販売車等を使用する消費者に対しては、LPガス販売業者がLPガスを販売することができないといった事態が発生していました。

このため、令和4年7月、キッチンカー等の移動販売車等を使用する消費者においては、LPガスの安全に係る一定の知識に関する講習（以下「質量販売緊急時対応講習」という。）を修了した上で、緊急時に必要な措置を自ら行うことについて、LPガスの販売契約を締結したLPガス販売事業者の確認を受けるという代替措置を取る場合に限り、「30分ルール」の適用対象から除くことを可能とする制度改正を行いました。

なお、従来どおり販売店等から30分以内で使用する場合において、新たに講習の修了等を義務付けたものではございません。

については、より安全にキッチンカー等の移動販売車等においてLPガスを使用していただくため、外食事業者へ以下の周知をお願いいたします。

## 記

1. キッチンカー等の移動販売車等を使用し遠方においてLPガスを使用する消費者は、「30分ルール」の代替措置として、「質量販売緊急時対応講習」を受講するとともに緊急時に必要な措置を自ら行うことについてLPガスの販売契約を締結したLPガス販売事業者の確認を受けてください。

※従来どおり販売店等から30分以内で使用する場合において、新たに講習の修了等を義務付けたものではございません。

2. LPガスの使用時は周囲の安全に留意し、事故発生の防止に努めてください。

なお、ガス機器への点火時や容器交換時の事故が多いため、これらの作業には安全に留意・確認をしながら実施してください。

3. LPガス容器の移動・保管にあたっては高圧ガス保安法の技術基準を遵守してください。

(参考1) 質量販売緊急時対応講習

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/lpgas/anken\\_torikumi/shitsuryohanbai.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/anken_torikumi/shitsuryohanbai.html)

(参考2) 質量販売緊急時対応講習実施者一覧

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/lpgas/anken\\_torikumi/kosyuichiran.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/anken_torikumi/kosyuichiran.pdf)

(参考3) 保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示等の一部改正について (2022年7月15日 経済産業省)

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2022/07/20220715.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/07/20220715.html)

(参考資料)

- ・ 質量販売規制見直し概要

# 経済産業省

20241205保局第1号  
令和6年12月5日

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長 殿

経済産業省産業保安・安全グループガス安全室長

キッチンカー等の移動販売車等におけるLPガス使用時の安全周知について（協力依頼）

近年、LPガスの可搬性を活かし、キッチンカー等の移動販売車等においてLPガスを熱源として使用するケースが増えています。特に、コロナ後にはキッチンカーの数が増加しており、令和6年1月の能登半島地震、同年9月の能登半島における豪雨の災害時等には炊き出しにも活用されているところです。

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」においては、LPガス販売事業者等に対し、消費者の保安確保の観点から、緊急時には、LPガスの販売先である消費者の消費設備等に原則として30分以内に到着し、バルブの閉止等の所要の措置を行うことができる体制を確保することを求めています（以下「30分ルール」という。）。

他方で、この「30分ルール」によって、遠方への移動が想定されるキッチンカー等の移動販売車等を使用する消費者に対しては、LPガス販売業者がLPガスを販売することができないといった事態が発生していました。

このため、令和4年7月、キッチンカー等の移動販売車等を使用する消費者においては、LPガスの安全に係る一定の知識に関する講習（以下「質量販売緊急時対応講習」という。）を修了した上で、緊急時に必要な措置を自ら行うことについて、LPガスの販売契約を締結したLPガス販売事業者の確認を受けるという代替措置を取る場合に限り、「30分ルール」の適用対象から除くことを可能とする制度改正を行いました。

なお、従来どおり販売店等から30分以内で使用する場合において、新たに講習の修了等を義務付けたものではございません。

については、より安全にキッチンカー等の移動販売車等においてLPガスを使用していただくため、関係機関及び関係団体へ以下の周知をお願いいたします。

## 記

1. キッチンカー等の移動販売車等を使用し遠方においてLPガスを使用する消費者は、「30分ルール」の代替措置として、「質量販売緊急時対応講習」を受講するとともに緊急時に必要な措置を自ら行うことについてLPガスの販売契約を締結したLPガス販売事業者の確認を受けてください。

※従来どおり販売店等から30分以内で使用する場合において、新たに講習の修了等を義務付けたものではございません。

2. LPガスの使用時は周囲の安全に留意し、事故発生の防止に努めてください。

なお、ガス機器への点火時や容器交換時の事故が多いため、これらの作業には安全に留意・確認をしながら実施してください。

3. LPガス容器の移動・保管にあたっては高圧ガス保安法の技術基準を遵守してください。

(参考1) 質量販売緊急時対応講習

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/lpgas/anken\\_torikumi/shitsuryohanbai.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/anken_torikumi/shitsuryohanbai.html)

(参考2) 質量販売緊急時対応講習実施者一覧

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/lpgas/anken\\_torikumi/kosyuichiran.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/anken_torikumi/kosyuichiran.pdf)

(参考3) 保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示等の一部改正について (2022年7月15日 経済産業省)

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2022/07/20220715.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/07/20220715.html)

(参考資料)

- ・ 質量販売規制見直し概要